

応急手当普及啓発活動実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 応急手当普及啓発活動（第2条—第8条）
- 第3章 指導者の養成（第9条—第15条）
- 第4章 指導者の認定等（第16条—第20条）
- 第5章 指導者の責務等（第21条）
- 第6章 救命講習等（第22条—第28条）
- 第7章 修了証等（第29条）
- 第8章 報告等（第30条・第31条）
- 第9章 その他（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉市消防救急業務規程第42条の規定に基づき、応急手当に関する普及及び啓発を行うこと（以下「応急手当普及啓発活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 応急手当普及啓発活動

（対象）

第2条 応急手当普及啓発活動の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）市内に在住、在勤又は在学する者
- （2）市内に事業所、事務所等を有する公的機関又はボランティア団体
に關係する者

（計画）

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、応急手当普及啓発活動に関する計画を策定し、応急手当に関する指導を行う者（以下「指導者」という。）の養成、応急手当普及啓発活動に必要な資器材（以下「資器材」という。）の配備等、必要な対応を図るとともに、応急手当普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 警防部救急課長（以下「課長」という。）及び消防署長（以下「署長」という。）は、応急手当普及啓発活動を計画的に実施するよう努めるも

のとする。

(連携)

第4条 課長及び署長は、関係機関と連携し、応急手当普及啓発活動が効果的に行えるよう努めるものとする。

(内容)

第5条 応急手当普及啓発活動の主な内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急手当の重要性の普及啓発
- (2) 心停止又は呼吸停止若しくはこれらに近い状態に陥った傷病者を救命するために行う応急手当
- (3) 出血した傷病者に行う応急手当
- (4) 前2号に掲げる以外の応急手当

(救急フェア)

第6条 局長及び署長は、救急の日及び救急医療週間に関連した応急手当普及啓発活動として、救急フェアを開催するものとする。

(救命講習)

第7条 局長及び署長は、応急手当普及啓発活動として、次に掲げる救命に関する講習(以下「救命講習」という。)を開催するものとする。

- (1) 普通救命講習
- (2) 上級救命講習
- (3) 短時間救命講習
- (4) 初級救命講習

2 局長及び署長は、対象及び指導者を女性に限定した救命講習を女性救命講習会として開催するものとする。

3 局長及び署長は、短時間救命講習及び初級救命講習のうち、対象を小学生に限定したものをこども救命講習会として開催するものとする。

4 局長及び署長は、第1項に掲げるもののほか、応急手当普及啓発活動として必要な応急手当に関する講習(以下「その他の講習」という。)を開催するものとする。

(委託事業所)

第8条 市が委託する事業所(以下「委託事業所」という。)の長は、救

命講習及びその他の講習（以下「救命講習等」という。）を開催するために必要な事項について、別に定めるものとする。

第3章 指導者の養成

（指導者の養成）

第9条 局長は、救命講習等により次に掲げる者を指導者として養成する。

- （1）応急手当指導員
- （2）応急手当普及員
- （3）応急手当インストラクター
- （4）応急手当ジュニアインストラクター

（指導者養成の講習）

第9条の2 局長は、指導者を養成するため、次に掲げる講習を開催するものとする。

- （1）応急手当指導員講習
- （2）応急手当普及員講習
- （3）応急手当インストラクター講習
- （4）応急手当ジュニアインストラクター講習

2 前項の講習は、応急手当指導員のうち、高度な知識及び技能並びに十分な経験を有する者が指導するものとする。

（応急手当指導員講習）

第10条 応急手当指導員講習の種類は、次に掲げるとおりとし、講習の対象及び内容は、それぞれ別表に定めるところによる。

- （1）応急手当指導員講習Ⅰ（別表1の1）
- （2）応急手当指導員講習Ⅱ（別表1の2）

（応急手当普及員講習）

第11条 応急手当普及員講習の種類は、次に掲げるとおりとし、講習の対象及び内容は、それぞれ別表に定めるところによる。

- （1）応急手当普及員講習Ⅰ（別表2の1）
- （2）応急手当普及員講習Ⅱ（別表2の2）
- （3）応急手当普及員講習Ⅲ（別表2の3）
- （4）応急手当普及員再講習（別表2の4）

(応急手当インストラクター講習)

第12条 応急手当インストラクター講習の対象及び内容は、それぞれ別表に定めるところによる。

(1) 応急手当インストラクター講習 (別表3の1)

(2) 70歳以上の応急手当インストラクターを対象とした認定期間延長講習 (別表3の2)

(応急手当ジュニアインストラクター講習)

第13条 応急手当ジュニアインストラクター講習の対象及び内容は、別表4に定めるところによる。

(指導者養成講習の受付)

第14条 前4条の講習を受講する者 (受講する者が未成年者の場合は、受講する者の保護者。) は、応急手当指導者講習受講申請書 (様式第1号) により、局長に申請するものとする。

(委託事業所の指導者の研修)

第15条 委託事業所の長は、委託事業所の指導者に対し、応急手当普及啓発活動に関する必要な研修を、年1回以上実施するものとする。

2 委託事業所の長は、前項の研修を行った後、速やかにこの内容について局長に報告するものとする。

第4章 指導者の認定等

(応急手当指導員の認定)

第16条 局長は、次に掲げるいずれかを満たす消防職員及び委託事業所の者を応急手当指導員として認定することができる。

(1) 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者で、応急手当指導員講習Ⅰを修了した者

(2) 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者で、過去1年間において応急手当普及啓発活動に30時間以上従事した者

(3) 応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(4) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

2 消防職員の所属の長又は委託事業所の長は、前項第2号又は第4号に該当する消防職員又は委託事業所の者を、応急手当指導員推薦書 (様式第2号) により、局長に推薦することができる。

- 3 局長は、前項の規定による推薦があった場合は、適正を勘案し、応急手当指導員として認定するものとする。
- 4 局長は、認定した応急手当指導員に対し、応急手当指導員認定証（様式第3号）を交付するとともに、応急手当指導員認定証交付簿（様式第4号）に記録するものとする。
- 5 応急手当指導員の認定期間は、認定された日から消防職員又は委託事業所を退職する日までとする。

（応急手当普及員の認定）

第17条 局長は、次に掲げる者を応急手当普及員として認定することができる。

- (1) 応急手当普及員講習を修了した者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

- 2 前項第2号の規定による応急手当普及員の認定を希望する者（希望する者が未成年者の場合は、希望する者の保護者。）は、応急手当普及員認定申請書（様式第5号）により、局長に申請するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による申請があった場合は、適正を勘案し、応急手当普及員として認定するものとする。
- 4 局長は、認定した応急手当普及員に対し、応急手当普及員認定証（様式第6号）を交付するとともに、応急手当普及員認定証交付簿（様式第7号）に記録するものとする。
- 5 応急手当普及員の認定期間は、認定された日から認定された日以後における4回目の3月31日までとする。

（応急手当インストラクターの認定）

第18条 局長は、千葉市市民参加及び協働に関する条例（平成20年千葉市条例第5号）に定める協働により、応急手当インストラクター講習を修了し、応急手当インストラクター宣誓書（様式第8号の1）を提出した者を応急手当インストラクターとして認定することができる。

- 2 局長は、認定した応急手当インストラクターに対し、応急手当インストラクター認定証（様式第9号）を交付するとともに、応急手当インストラクター認定証交付簿（様式第10号）に記録するものとする。

3 応急手当インストラクターの認定期間は、認定された日から認定された日以後における2回目の3月31日まで、又は、75歳に達した日以後における最初の3月31日までのいずれか早い日とする。ただし、認定期間の満了日において、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たした場合は、認定期間を1年間、延長することができる。

(1) 70歳未満の者で、認定期間中に応急手当インストラクターとして救命講習等の指導を行った場合。

(2) 70歳以上75歳未満の者で、認定期間中に応急手当インストラクターとして救命講習等の指導を行い、70歳以上の応急手当インストラクターを対象とした認定期間延長講習を修了し、応急手当インストラクター認定期間延長宣誓書(様式第8号の2)を提出した場合。

(応急手当インストラクターの特例)

第18条の2 前条第3項に規定する認定期間の満了日が第17条第5項に規定する認定期間の満了日よりも後日となった場合は、第17条第5項に規定する認定期間の満了日は、前条第3項に規定する認定期間の満了日とみなすことができる。

(応急手当ジュニアインストラクターの認定)

第19条 局長は、応急手当ジュニアインストラクター講習を修了した者を応急手当ジュニアインストラクターとして認定することができる。

2 局長は、認定した応急手当ジュニアインストラクターに対し、応急手当ジュニアインストラクター認定証(様式第11号)を交付するとともに、応急手当ジュニアインストラクター認定証交付簿(様式第12号)に記録するものとする。

3 応急手当ジュニアインストラクターの認定期間は、認定された日から12歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。

(認定の取消)

第20条 局長は、認定した応急手当指導員及び応急手当普及員(以下「応急手当指導員等」という。)が指導者としてふさわしくないと判断したときは、当該認定を取り消すことができるものとし、当該認定証

の返納を求めるとともに、当該認定証の交付簿から抹消するものとする。

2 局長は、第16条第5項に規定する認定期間が満了した者を、認定期間の満了日の翌日に、第17条に規定する認定をしたものとみなすことができる。

3 局長は、認定した応急手当インストラクター及び応急手当ジュニアインストラクター（以下「応急手当インストラクター等」という。）が指導者としてふさわしくないと判断したとき又は当該指導者から認定の取消しの申出があったときは、当該認定を取り消すことができるものとし、当該認定証の返納を求めるとともに、当該認定証の交付簿から抹消するものとする。

第5章 指導者の責務等

（応急手当指導員等の責務）

第21条 応急手当指導員等は、応急手当普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識及び技術並びに指導方法について、常に研鑽に努めるものとする。

2 応急手当指導員等は、救命講習等における指導に際し、受講者の応急手当に関する知識、技術等を勘案し、受講者が理解しやすい内容とするよう心がけるほか、言動及び接遇に十分配慮し、熱意及び誠実をもった態度で臨むものとする。

3 応急手当指導員等は、救命講習等における指導に際し、資器材の衛生に十分配慮するとともに、受講者の感染防止に努めるものとする。

第6章 救命講習等

（救命講習等の開催）

第22条 救命講習等は、局長及び署長が第3条の規定により計画的に開催するほか、対象からの依頼により開催するものとする。

2 局長及び署長は、対象からの依頼により、救命講習等を開催する場合は、次に掲げる方法により受け付けるものとする。

（1）団体の対象から依頼があった場合は、救命講習等開催依頼書（様式第13号）を提出させ、受け付けることとする。ただし、救命講習の場合は、救命講習受講者一覧表（様式第14号）を添付するも

のとするが、短時間救命講習及び初級救命講習については、講習終了時まで提出すれば足りる。

(2) 個人の対象から依頼があった場合は、前号による受付のほか、口頭、電話等により受け付けることができるものとする。この場合において、受け付けた内容は、救命講習受講者一覧表に記載するものとする。

3 局長及び署長は、救命講習等を開催する場合は、次の各号により指導者を置かなければならない。

(1) 上級救命講習の対象への指導は、応急手当指導員とする。

(2) 救命講習等（上級救命講習を除く。）の対象への指導は、応急手当指導員のほか、応急手当普及員及び応急手当インストラクターを含むことができる。このほか、こども救命講習会として開催する短時間救命講習及び初級救命講習並びにその他の講習に限り、応急手当ジュニアインストラクターを含むことができる。

4 局長及び署長は、救命講習等を開催する場合は、指導者を総括する応急手当指導員（消防士長以上の階級にある者とする。）を置かなければならない。

5 応急手当普及員は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員を対象に救命講習等（上級救命講習を除く。）を開催し、指導をすることができる。

6 応急手当普及員は、前項の開催により指導をする場合は、事前に局長又は署長へ救命講習等開催依頼書を提出するものとする。

（応急手当インストラクター等の出向）

第23条 課長及び署長は、応急手当インストラクター等の出向を依頼する場合は、応急手当インストラクター等出向依頼書（様式第15号）により局長に依頼するものとする。ただし、前条第2項第1号により受け付けた場合に限り、收受した救命講習等開催依頼書の写しにより局長に依頼することができる。

2 局長は、前項の規定により出向の依頼があった場合は、当該救命講習等の種類、内容、出向先等に応じ、適当と認める応急手当インストラクター等を出向させるものとする。

(普通救命講習)

第24条 普通救命講習の種類は、次に掲げるとおりとし、講習の対象、内容等は、それぞれ別表に定めるところによる。

- (1) 普通救命講習Ⅰ (別表5の1)
- (2) 普通救命講習Ⅱ (別表5の2)
- (3) 普通救命講習Ⅲ (別表5の3)
- (4) 応急手当WEB講習 (別表5の4)

(上級救命講習)

第25条 上級救命講習の種類は、次に掲げるとおりとし、講習の対象、内容等は、それぞれ別表に定めるところによる。

- (1) 上級救命講習Ⅰ (別表6の1)
- (2) 上級救命再講習 (別表6の2)

(短時間救命講習)

第26条 短時間救命講習は、別表7に定める対象、内容等とする。

(初級救命講習)

第27条 初級救命講習は、別表8に定める対象、内容等とする。

(資器材)

第28条 課長及び署長は、資器材の機能が損なわれることのないよう、常に点検及び整備を行い、適切な維持管理に努めるものとする。

2 指導者は、資器材を借用する場合は、応急手当普及啓発活動用資器材借用依頼書(様式第16号)により、課長又は署長に借用を依頼するものとする。

3 課長及び署長は、前項の規定により指導者に資器材を貸し出す場合は、応急手当普及啓発活動用資器材貸出簿(様式第17号)に記入し、指導者に資器材を貸し出すものとする。

第7章 修了証等

(修了証等の交付)

第29条 局長は、普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、普通救命講習修了証(様式第18号)又は上級救命講習修了証(様式第19号)を交付するとともに、救命講習修了証交付簿(様式第20号)に記録するものとする。

- 2 局長は、短時間救命講習又は初級救命講習を修了した者に対し、短時間救命講習参加証（様式第21号）又は初級救命講習参加証（様式第22号）を交付するものとする。
- 3 局長は、応急手当普及員から次条第2項の報告を受けた場合は、前2項に準じて交付することができる。

第8章 報告等

（報告）

第30条 救命講習等を開催した指導者を総括する応急手当指導員は、速やかに救命講習等結果報告書（様式第23号）により、課長又は署長に報告するものとする。ただし、署長は、救命講習等の指導者に応急手当インストラクター等を含めた場合は、当該報告書の写しを課長に送付するものとする。

- 2 救命講習等を開催した応急手当普及員は、速やかに救命講習等結果報告書及び別に定める効果測定結果により、課長又は署長に報告するものとする。
- 3 委託事業所の長は、月ごとに救命講習等結果報告書の記載事項を取りまとめ、局長に報告するものとする。

（応急手当インストラクターに対する報償金）

第31条 課長は、救命講習等の指導者となった応急手当インストラクターについて、次に定めるところにより、報償金を支払う手続きを行うものとする。

- (1) 応急手当インストラクターに対する報償金は、救命講習等での指導1回につき一人当たり500円を支払うものとする。
- (2) 応急手当インストラクターは、報償金の受領に必要な手続きを行うものとする。
- (3) 前条第1項のただし書き中による報告書の写しが送付された場合は、報償金を受け取る応急手当インストラクターに支払うものとする。
- (4) 応急手当インストラクターに報償金を支払う場合は、源泉所得税を控除しないものとする。

第9章 その他

(委任)

第32条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、普通救命講習Ⅰ若しくは普通救命講習Ⅱ又は上級救命講習を修了した者については、第24条第1号若しくは同条第2号又は第25条第1号に規定するものを修了した者とみなす。

3 この要綱の施行前の普通救命講習Ⅲ又は救急フェスティバルについては、第7条第4項に規定するその他の講習又は第6条に規定する救急フェアとみなす。

4 この要綱の施行前に、応急手当指導員講習Ⅰ若しくは応急手当指導員講習Ⅲ又は応急手当指導員講習Ⅱを修了した者については、第10条第1号又は同条第2号に規定するものを修了した者とみなす。

5 この要綱の施行前に、応急手当普及員講習Ⅰ又は応急手当普及員講習Ⅱを修了した者については、第11条第1号に規定するものを修了した者とみなす。

6 この要綱の施行前に、応急手当指導員認定証が交付された者については、第16条第1項に規定する者に限り、同条第3項に規定する認定されたものとみなす。

7 この要綱の施行前に、応急手当普及員認定証が交付された者については、第17条第3項に規定する認定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第16条第5項に規定する認定期間が満了した者については、第20条第2項に規定する認定されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、応急手当指導員認定証又は応急手当普及員認定証が交付された者については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行前に、応急手当インストラクター又は応急手当ジュニアインストラクターとして登録された者については、第18条第1項又は第19条第1項に規定する認定された者とみなす。

4 この要綱の施行前に、応急手当ジュニアインストラクターの証が交付された者については、第19条第2項に規定する応急手当ジュニアインストラクター認定証が交付された者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月20日から施行する。ただし、第19条第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、応急手当ジュニアインストラクターの認定を受けた者のうち、平成29年12月までに認定された者については、この要綱の改正後の第19条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行日から令和8年3月31日までの間は、70歳以上75歳未満の者で、過去に応急手当インストラクターの認定を受けたことのある応急手当普及員は、応急手当インストラクター講習の対象とみなす。

別表 1 の 1 応急手当指導員講習 I

1 対象

消防職員及び市が委託する事業所の職員

2 内容

項 目		時間 (分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組合せ及び応用の指導要領	45	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

3 備考

救命に必要な応急手当とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。 その他の応急手当とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。

別表 1 の 2 応急手当指導員講習Ⅱ

1 対象

消防職員及び市が委託する事業所の職員

2 内容

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学、資器材の取扱要領及び指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組合せ及び応用の指導要領	120	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1, 440	

3 備考

<p>基礎知識（講義）とは、応急手当指導員及び応急手当普及員の認定、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。</p> <p>基礎医学とは、解剖生理学及び感染防止を意味する。</p> <p>救命に必要な応急手当とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。</p> <p>その他の応急手当とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。</p>

別表 2 の 1 応急手当普及員講習 I

1 対象

中学生以上の者

2 内容

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識	1 2 0	5 4 0 (120)
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0 (0)	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0 (0)	
指導要領	基礎医学、資器材の取扱要領及び指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。	3 6 0	
	各種手当の組合せ及び応用の指導要領	1 2 0	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		1 2 0 (60)	
合計時間		1, 4 4 0 (960)	

※本講習の受講初日から過去3か月以内に上級救命講習 I を受講した場合は、網掛け部分の内容の全部又は一部を省略し、括弧内の時間にすることができる。

3 備考

<p>基礎知識（講義）とは、応急手当指導員及び応急手当普及員の認定、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。</p> <p>基礎医学とは、解剖生理学及び感染防止を意味する。</p> <p>救命に必要な応急手当とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。</p> <p>その他の応急手当とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。</p>

別表 2 の 2 応急手当普及員講習Ⅱ

1 対象

現に教員である者

2 内容

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識 (プレテストを含む。)	1 2 0	3 6 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	6 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学	1 8 0	4 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験) 及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 (実技試験) を含む。	1 8 0	
	各種手当の組合せ及び応用の指導要領	1 2 0	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		1 2 0	
合計時間		9 6 0	

3 備考

<p>基礎知識とは、応急手当指導員及び応急手当普及員の認定、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。</p> <p>基礎医学とは、解剖生理学及び感染防止を意味する。</p> <p>救命に必要な応急手当とは、心肺蘇生法及び止血法 (感染防止を含む。) を意味する。</p> <p>その他の応急手当とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。</p>

別表 2 の 3 応急手当普及員講習Ⅲ

1 対象

応急手当ジュニアインストラクターとして6時間以上の指導実績を有する中学生

2 講習内容

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識技能	基礎知識 (プレテストを含む。)	60	300
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学	300	540
	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験) 及び心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 (実技試験) を含む。	120	
	応用の指導要領	120	
効果測定及び指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

3 備考

<p>基礎知識とは、応急手当指導員及び応急手当普及員の認定、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。</p> <p>基礎医学とは、解剖生理学及び感染防止を意味する。</p> <p>救命に必要な応急手当とは、心肺蘇生法及び止血法 (感染防止を含む。) を意味する。</p> <p>その他の応急手当とは、傷病者管理法、外傷の手当要領及び搬送法を意味する。</p>

別表 2 の 4 応急手当普及員再講習

1 対象

応急手当普及員

2 内容

項 目	時間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 8 0
合計時間	1 8 0

3 備考

<p>本講習は、応急手当指導技能の維持又は向上を図るものであり、指導実技を実施させ、手順及び要領について、修正が必要なものを重点的に指導するほか、想定課題に基づく指導要領について展示させ、同様に指導する。</p> <p>救命に必要な応急手当とは、心肺蘇生法及び止血法（感染防止を含む。）を意味する。</p>

別表3の1 応急手当インストラクター講習

1 対象

70歳未満の応急手当普及員

2 内容

項 目		時間 (分)	
基礎的な知識	基礎知識	60	
指導要領	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 受講者に応じた指導技法（インストラクション演習）を主とする。	90	105
	資器材の取扱要領	15	
指導内容に関する質疑への対応		15	
合計時間		180	

3 備考

基礎知識とは、応急手当インストラクターの認定及び認定に係る手続き、心得等に関する知識を意味する。
--

別表 3 の 2 70 歳以上の応急手当インストラクターを対象とした認定期間延長講習

1 対象

認定期間の満了日において、70 歳以上 75 歳未満の応急手当インストラクター

2 内容

項 目		時間 (分)
指導要領	救命に必要な応急手当の指導要領について	30
効果測定	筆記試験	30
合計時間		60

3 備考

<p>本講習は高齢であっても応急手当インストラクターとして必要な知識及び技術を有することを確認するものとする。</p> <p>効果測定は、客観的評価を行い、原則として 70 % 以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p>

別表4 応急手当ジュニアインストラクター講習

1 対象

こども救命講習会に参加した小学生（これと同等の講習に参加した小学生を含む。）

2 内容

項 目		時間（分）	
基礎的な知識	基礎知識	60	
指導要領	救命に必要な応急手当の指導要領 ※ 受講者を小学生とした指導技法を主とする。	90	105
	資器材の取扱要領	15	
指導内容に関する質疑への対応		15	
合計時間		180	

3 備考

基礎知識とは、応急手当ジュニアインストラクターの認定及び認定に係る手続き、心得等に関する知識を意味する。

別表 5 の 1 普通救命講習 I

1 対象

中学生以上の者（応急手当普及員が指導者として開催する場合は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員に限る。）

2 到達目標

- 1 主に成人を対象とした心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
- 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。

3 標準的な実施要領

- 1 講習は、実習を主体とする。
- 2 資器材 1 式に対し、受講者を 5 人以内とする。
- 3 指導者 1 人に対し、受講者を 10 人以内とする。

4 内容

項 目	細 目		時間 (分)
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む。）等		15
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇 生法	基本的な心肺蘇 生法	反応の確認及び通報 胸骨圧迫要領 気道確保要領 口対口人工呼吸法 シナリオに対応した心肺蘇生法
		AEDの使用 法	AEDの使用方法（ビデオ等） 指導者による使用法の展示 AEDの取扱要領
		異物除去法	気道異物除去要領
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認
	止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			180

5 備考

3年毎に定期的な再講習を行うこと。

別表5の2 普通救命講習Ⅱ

1 対象

中学生以上の者で、業務の内容、活動領域の性格等から一定頻度で救命処置を行うことが期待又は想定される者（応急手当普及員が指導者として開催する場合は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員に限る。）

2 到達目標

- 1 主に成人を対象とした心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
- 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。

3 標準的な実施要領

- 1 講習は、実習を主体とする。
- 2 資器材1式に対し、受講者を5人以内とする。
- 3 指導者1人に対し、受講者を10人以内とする。

4 内容

項目	細目		時間 (分)	
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む。）等		15	
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇 生法	基本的な心肺蘇生法 反応の確認及び通報 胸骨圧迫要領 気道確保要領 口対口人工呼吸法 シナリオに対応した心肺蘇生法	165	
		AEDの使用 法		AEDの使用法（ビデオ等） 指導者による使用法の展示 AEDの取扱要領
		異物除去法		気道異物除去要領
		効果確認		心肺蘇生法の効果確認
	止血法	直接圧迫止血法		
効果測定	筆記試験	心肺蘇生法に関する知識の確認	60	
	実技試験	心肺蘇生法に関するシナリオを使用した実技の評価		
合計時間			240	

5 備考

- 1 効果測定は、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。
- 2 3年毎に定期的な再講習を行うこと。

別表 5 の 3 普通救命講習Ⅲ

1 対象

中学生以上の者（応急手当普及員が指導者として開催する場合は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員に限る。）

2 到達目標

- 1 主に小児、乳児及び新生児を対象とした心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
- 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。

3 標準的な実施要領

- 1 講習は、実習を主体とする。
- 2 資器材 1 式に対し、受講者を 5 人以内とする。
- 3 指導者 1 人に対し、受講者を 10 人以内とする。

4 内容

項 目	細 目		時間 (分)
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む。）等		15
救命に必要な 応急手当（主 に小児、乳児 及び新生児に 対する方法）	心肺蘇 生法	基本的な心肺蘇 生法	反応の確認及び通報 胸骨圧迫要領 気道確保要領 口対口（口鼻）人工呼吸法 シナリオに対応した心肺蘇生法
		AEDの使用 法	AEDの使用法（ビデオ等） 指導者による使用法の展示 AEDの取扱要領
		異物除去法	気道異物除去要領
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認
	止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			180

5 備考

3年毎に定期的な再講習を行うこと。

別表5の4 応急手当WEB講習

1 対象

中学生以上の者（応急手当普及員が指導者として開催する場合は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員に限る。）

2 到達目標

- 1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
- 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。

3 標準的な実施要領

- 1 eラーニングによる事前学習を行い、その後に実技講習を行う。
- 2 実技講習は、短時間救命講習とする。

4 内容（eラーニング）

項 目		細 目	時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む。）等	—
救命に必要な 応急手当	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法 反応の確認及び通報 胸骨圧迫要領 気道確保要領 口対口人工呼吸法	
		AEDの使用法 AEDの取扱要領	
		異物除去法 気道異物除去要領	
		効果確認 心肺蘇生法に関する知識習得確認	

5 備考

- 1 eラーニング受講後、概ね1か月以内に実技講習を受講すること。
また、実技講習時にeラーニング受講後に表示される受講証明書を提示すること。
- 2 3年毎に定期的な再講習を行うこと。

別表6の1 上級救命講習 I

1 対象

中学生以上の者

2 到達目標

<ol style="list-style-type: none"> 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。

3 標準的な実施要領

<ol style="list-style-type: none"> 講習は、実習を主体とする。 資器材1式に対し、受講者を5人以内とする。 指導者1人に対し、受講者を10人以内とする。
--

4 内容

項 目	細 目	時間 (分)
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む。）等	15
救命に必要な 応急手当	心肺蘇生法 基本的な心肺蘇生法	285
	AEDの使用法	
	異物除去法	
	効果確認	
	止血法	
効果測定	筆記試験	60
	実技試験	
その他の応急 手当	傷病者管理法	120
	外傷の手当要領	
	搬送法	
合計時間		480

5 備考

<ol style="list-style-type: none"> 効果測定は、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3年毎に定期的な再講習を行うこと。
--

別表6の2 上級救命再講習

1 対象

上級救命講習を修了した者

2 到達目標

- 1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。
- 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
- 4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。

3 標準的な実施要領

- 1 講習は、実習を主体とする。
- 2 資器材1式に対し、受講者を5人以内とする。
- 3 指導者1人に対し、受講者を10人以内とする。

4 内容

項目	時間 (分)
応急手当の重要性	180
救命に必要な応急手当	
その他の応急手当	
合計時間	180

5 備考

3年毎に定期的な再講習を行うこと。

別表 7 短時間救命講習

1 対象

小学校 4 年生以上の者（応急手当普及員が指導者として開催する場合は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員に限る。）

2 到達目標

- 1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）を正しく使用できる。

3 標準的な実施要領

- 1 講習は、実習を主体とする。
- 2 資器材 1 式に対し、受講者を 3 人以内とする。
- 3 指導者 1 人に対し、受講者を 20 人以内とする。

4 内容

項 目		細 目	時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む。）等	10
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇 生法	基本的な心肺蘇 生法	80
		AEDの使用 法	
	止血法	直接圧迫止血法	
合計時間			90

5 備考

次回は、普通救命講習を受講するよう勧めること。

別表 8 初級救命講習

1 対象

小学校 4 年生以上の者（応急手当普及員が指導者として開催する場合は、当該応急手当普及員が所属する事業所の従業員又は自治会、防災組織等の構成員に限る。）

2 到達目標

- 1 胸骨圧迫を指導や助言を受けながら正しく実施できる。
- 2 自動体外式除細動器（AED）を指導や助言を受けながら正しく使用できる。

3 標準的な実施要領

- 1 講習は、実習を主体とする。
- 2 資器材 1 式に対し、受講者を 2 人以内とする。
- 3 指導者 1 人に対し、受講者を 10 人以内とする。

4 内容

項 目		細 目		時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の必要性（ビデオ等）		10
救命に必要な 応急手当（主 に成人に対す る方法）	心肺蘇 生法	基本的心肺蘇 生法	反応の確認及び通報 胸骨圧迫要領	35
		AEDの使用 法	AEDの取扱要領	
合計時間				45

5 備考

次回は、普通救命講習を受講するよう勧めること。

応急手当指導者講習受講申請書

(あて先) 消防局長

次のとおり申請します。

1 講習の種類 (○印を付けてください。)

応急手当普及員講習	I		II		III		再講習	
応急手当インストラクター講習		応急手当ジュニアインストラクター講習						
70歳以上の応急手当インストラクターを対象とした認定期間延長講習								
応急手当指導員講習	I		II					

2 受講者

(ふりがな) 氏名				【写真貼付欄】 3cm×2.4cm 上半身正面 無帽・無背景 6か月以内に 撮影したもの
生年月日 (和暦で記入)	年	月	日	
住所	〒			※応急手当普及員講習及び応急手当指導員講習の受講者は写真を貼付
連絡先 (いずれか1つ以上記入) ※未成年者の場合は保護者の連絡先を記入	携帯電話番号 電話番号(左記以外) 電子メールアドレス @			
勤務先・通学先 (住所が市外の方は記入)	会社名又は学校名		所在地(市町村名まで)	

※本市消防職員又は委託事業所職員の場合は、氏名・生年月日・性別欄のみ記入してください。
 ※応急手当インストラクター登録後の連絡は、主として電子メールを使用しますので、できる限り記入してください。(電子メールアドレスは3つまで登録可能です。)
 ※電子メールアドレスは、「@city.chiba.lg.jp」が受信できるものにしてください。

●2日間に短縮された応急手当普及員講習Iを受講する場合は、記入してください。

上級救命講習 受講状況	交付日	交付番号	交付消防本部
----------------	-----	------	--------

※千葉県以外で上級救命講習を受講した場合は、受講当日に修了証の提示が必要です。

●応急手当普及員再講習又は応急手当インストラクター講習を受講する場合は、記入してください。

応急手当普及員講習 受講状況	交付日	交付番号	交付消防本部
-------------------	-----	------	--------

※千葉県以外で応急手当普及員講習を受講した場合は、受講当日に認定証の提示が必要です。

●応急手当ジュニアインストラクター講習を受講する場合は、記入してください。

子ども救命講習会 受講状況	交付日	通学先 小学校	学校名	年 組
------------------	-----	------------	-----	-----

3 申請者(受講者が未成年者の場合のみ保護者が自署してください。)

(ふりがな) 氏名		受講者との関係	
-----------	--	---------	--

【職員記入欄】

	受講状況確認
--	--------

応急手当指導員推薦書

(あて先) 消防局長

(所属長又は委託事業所の長)

次のとおり推薦します。

1 区分

	要綱第16条第1項第2号該当
	要綱第16条第1項第4号該当

2 被推薦者

(ふりがな) 氏名				【写真貼付欄】 3cm×2.4cm 上半身正面 無帽・無背景 6か月以内に 撮影したもの
生 年 月 日 (和暦で記入)	年 月 日	性別		
所 属 名				
救 急 救 命 士 又 は 救 急 隊 員 資 格	名称	取得日		

※要綱第16条第1項第2号による推薦の場合は、応急手当普及啓発活動に従事した内容について記載したものを、同項第4号による推薦の場合は、この内容について記載したものを添付すること。

応急手当指導員
認定証



〇〇千消救導第〇〇〇号

氏名
生年月日 年 月 日

上記の者を応急手当指導員として
認定します。

認定日 年 月 日 千葉市消防局長 印

本証は、千葉市消防局（千葉市が委託する事業所）を退職する日まで有効とし、退職した場合は、退職した日の翌日に応急手当普及員として認定するものとします。

【写真】

縦3cm×横2.4cm

上半身正面
無帽・無背景

6か月以内に
撮影したもの

応急手当普及員認定申請書

(あて先) 消防局長

次のとおり申請します。

1 認定を希望する者

(ふりがな) 氏名				【写真貼付欄】 3cm×2.4cm 上半身正面 無帽・無背景 6か月以内に 撮影したもの
生 年 月 日 (和暦で記入)	年 月 日	性別		
住 所	〒			
連 絡 先 (いずれか1つ以上記入) ※未成年者の場合は 保護者の連絡先を記入	携帯電話番号		電話番号(左記以外)	
	電子メールアドレス		@	
勤 務 先 ・ 通 学 先 (住所が市外の方は記入)	会社名又は学校名		所在地(市町村名まで)	

※本市消防職員又は委託事業所職員の場合は、氏名・生年月日・性別欄のみ記入してください。

2 応急手当普及員講習を修了した者と同等以上の知識及び技能を有することに関する事項

※説明に必要な書類があれば、添付してください。

3 申請者(認定を希望する者が未成年者の場合のみ保護者が自署してください。)

(ふりがな) 氏名		認定を希望する者との関係	
--------------	--	--------------	--

【職員記入欄】

	受講状況確認
--	--------

応急手当普及員
認定証



〇〇千消救及第〇〇〇号

氏名
生年月日 年 月 日

上記の者を応急手当普及員として
認定します。

認定日 年 月 日
有効期限 年 月 日

本証は、有効期限の日まで有効です。

【写真】

縦3cm×横2.4cm

上半身正面
無帽・無背景

6か月以内に
撮影したもの

千葉市消防局長 印

※大きさは縦54mm、横86mmとし、地は橙色とする。

応急手当インストラクター宣誓書

(あて先) 消防局長

私は、応急手当普及啓発活動実施要綱に基づく応急手当インストラクターとして活動するに際して、次に掲げる各項目について確認したことをここに宣誓します。

記

- 1 応急手当指導員をはじめ、他の指導者と協力して活動します。
- 2 応急手当ジュニアインストラクターの範となるよう活動します。
- 3 活動上に知り得た個人情報、機密事項等については、取扱いに注意するとともに、第三者に漏らしません。
- 4 指導者として、次に掲げる 5 つの心得を遵守します。
 - (1) 指導者は、応急手当を普及する立場にあることを自覚しましょう。
 - (2) 指導者は、熱意と誠実な心をもって指導に臨みましょう。
 - (3) 指導者は、言動と接遇に十分配慮しましょう。
 - (4) 指導者は、応急手当の方法を正しく効果的に指導しましょう。
 - (5) 指導者は、受講者の年齢や背景などに応じた講習内容を心がけましょう。
- 5 活動上の怠慢、故意又は過失によって、消防局又は他の指導者に損害を与えた場合は、責任をもって解決に当たります。

年 月 日

署名又は記名押印

【職員記入欄】

	応急手当インストラクター番号
--	----------------

応急手当インストラクター認定期間延長宣誓書

(あて先) 消防局長

私は、応急手当普及啓発活動実施要綱に基づく応急手当インストラクターとして活動するに際して、応急手当インストラクター宣誓書に掲げる各項目及び、次に掲げる各項目について確認したことをここに宣誓します。

記

- 1 現在、心身ともに健康であり、応急手当インストラクターとして問題なく活動できます。
- 2 身体に不調を感じた際は、応急手当インストラクターとしての活動を自粛します。
- 3 応急手当インストラクターとして必要な知識及び技術の維持に努めます。

年 月 日

署名又は記名押印

【職員記入欄】

	応急手当インストラクター番号
--	----------------



第〇〇〇号

応急手当インストラクター認定証

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

上記の者を応急手当インストラクターとして認定します。

認定日 年 月 日
有効期限 年 月 日 千葉市消防局長 印

本証は、有効期限の日まで有効です。
また、認定日において本市の応急手当普及員であることを証明するとともに、応急手当普及員認定証が有効期間外であっても、本認定証が有効の場合は、応急手当普及員として認定されているものとみなします。

※大きさは縦54mm、横86mmとし、地は水色とする。



第〇〇〇号

応急手当ジュニアインストラクター認定証

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

上記の者を応急手当ジュニアインストラクターとして認定します。

認 定 日 年 月 日
有 効 期 限 年 月 日 千葉市消防局長 印

本証は、有効期限の日まで有効です。

救命講習等開催依頼書

(あて先) 消防局長又は消防署長

依頼者住所

依頼者氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり依頼します。

1 講習の種類 (○印を付けてください)

普通救命講習	I (3時間)		II (4時間)		III (3時間)		WEB (90分)	
上級救命講習	I (8時間)		再講習 (3時間)					
短時間救命講習 (90分)		初級救命講習 (45分)			その他の講習			
女性救命講習会 (受講者及び指導者を女性に限定した講習)			子ども救命講習会 (受講者を小学生に限定した講習)					

2 開催内容

日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分						
開催場所の住所	千葉市 区						
開催場所の名称							
開催する団体名							
受講者	人数	人	職業、学年等				
特記事項							

- ※開催場所の名称には、建物名、部屋名、階数等を記入してください。
- ※特記事項には、建物、敷地等の入口、駐車方法(台数)、上履きの要否等を記入してください。
また、その他の講習の場合は、具体的な講習の内容を記入してください。
- ※救命講習受講者一覧表を添付してください。(短時間救命講習及び初級救命講習は、当日提出可。その他の講習は提出不要。)
- ※応急手当WEB講習は、先にeラーニングを受講し、実技講習時に受講証明書を提示してください。

【職員記入欄】

※応急手当インストラクター等の出向を依頼する場合は、必要事項を記入し救急課へ送付すること。

救命講習受講者一覧表

No.	氏名	生年月日	備考
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	
7		年 月 日	
8		年 月 日	
9		年 月 日	
10		年 月 日	
11		年 月 日	
12		年 月 日	
13		年 月 日	
14		年 月 日	
15		年 月 日	
16		年 月 日	
17		年 月 日	
18		年 月 日	
19		年 月 日	
20		年 月 日	
21		年 月 日	
22		年 月 日	
23		年 月 日	
24		年 月 日	
25		年 月 日	
26		年 月 日	
27		年 月 日	
28		年 月 日	
29		年 月 日	
30		年 月 日	

※ 短時間救命講習及び初級救命講習の場合、生年月日は不要です。

応急手当インストラクター等出向依頼書

(あて先) 消防局長

(所属長) _____

次のとおり依頼します。

1 講習の種類

普通救命講習	I		II		III		WEB	
短時間救命講習	初級救命講習			その他の講習				
第6条、第7条第2項又は同条第3項に該当								
救急フェア	女性救命講習会			こども救命講習会				

2 開催内容

日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
開催場所の住所	千葉市 区		
開催場所の名称			
開催する団体名			
受講者	人数	人	職業、学年等
特記事項			

※開催場所の名称には、建物名、部屋名、階数等を記入すること。
 ※特記事項には、建物、敷地等の入口、駐車方法(台数)、上履きの要否等を記入すること。
 また、その他の講習の場合は、具体的な講習の内容を記入すること。

3 出向希望数

応急手当 インストラクター	人	応急手当 ジュニアインストラクター	人
------------------	---	----------------------	---

4 その他

担当者	
連絡事項	

※連絡事項には、応急手当インストラクター等へ連絡すべき内容を記入すること。

【職員記入欄】

応急手当普及啓発活動用資器材借用依頼書

(あて先) 救急課長又は消防署長

依頼者住所

依頼者氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス
@

次のとおり依頼します。

1 応急手当普及啓発活動の内容

実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施場所の住所	千葉市 区
実施場所の名称	
実施する団体名	
参加者	人数 人 職業、学年等
借用期間	
借用資器材	

※資器材は、その機能が損なわれることのないよう、十分注意して使用します。

※資器材は、応急手当普及啓発活動以外には使用しません。

【職員記入欄】

--



〇〇千消〇普第〇〇〇〇号

普通救命講習修了証

氏 名
生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、_____を修了し、救命技能を
有することを認定します。

年 月 日 千葉市消防局長 印

救命技能を維持向上する為に努めて3年毎に講習を受けてください。

再講習受講記録

※大きさは縦54mm、横86mmとし、地は白色とする。

※_____には、普通救命講習の種類（普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、普通救命講習Ⅲ
又は応急手当WEB講習）を記載する。

※女性救命講習会の場合は、左上に桃色の印を付する。



〇〇千消〇上第〇〇〇〇号

上級救命講習修了証

氏名
生年月日 年 月 日

上記の者は、_____を修了し、救命技能を有することを認定します。

年 月 日 千葉市消防局長 印

救命技能を維持向上する為に努めて3年毎に講習を受けてください。

再講習受講記録

※大きさは縦54mm、横86mmとし、地は緑色とする。

※_____には、上級救命講習の種類（上級救命講習Ⅰ又は上級救命再講習）を記載する。

※女性救命講習会の場合は、左上に桃色の印を付する。



短時間救命講習参加証

氏 名

上記の者は、短時間救命講習に参加したことを証します。

年 月 日 千葉市消防局長 印

次は、普通救命講習を受講しましょう！

※大きさは縦54mm、横86mmとし、地は白色とする。

※女性救命講習会の場合は、左上に桃色の印を付する。

※子ども救命講習会の場合は、左上に青色の印を付する。



初級救命講習参加証

氏 名

上記の者は、初級救命講習に参加したことを証します。

年 月 日 千葉市消防局長 印

次は、普通救命講習を受講しましょう！

※大きさは縦 54 mm、横 86 mmとし、地は白色とする。

※女性救命講習会の場合は、左上に桃色の印を付する。

※子ども救命講習会の場合は、左上に青色の印を付する。

救命講習等結果報告書

(あて先) 警防部救急課長又は消防署長

所属
階級
氏名

次のとおり報告します。

1 講習の種類

普通救命講習	I		II		III		WEB	
上級救命講習	I		再講習					
短時間救命講習		初級救命講習		その他の講習				
救急フェア		女性救命講習会		こども救命講習会				

2 開催内容

日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分							
開催場所の住所	千葉市 区							
開催場所の名称								
開催する団体名								
受講者(参加者)	人数	人	うち修了証又は参加証交付者	人				

※修了証又は参加証を交付した場合は、救命講習修了証交付簿又は救命講習受講者一覧表の写しを添付すること。

3 指導者

種別	所属	階級・番号	氏名

※種別には、総括指導（指導者を総括する応急手当指導員）、指導員（応急手当指導員）、普及員（応急手当普及員）、イントラ（応急手当インストラクター）又はジュニア（応急手当ジュニアインストラクター）のいずれかを記入すること。
 ※階級・番号には、本市消防職員の場合は階級を、応急手当インストラクター又は応急手当ジュニアインストラクターの場合は認定番号を記入すること。

4 備考